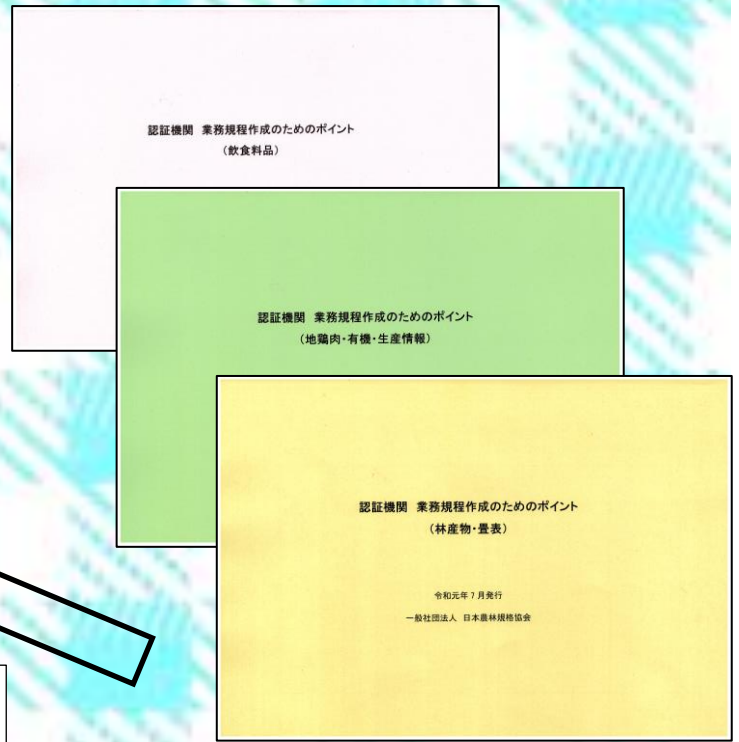


登録認証機関の業務規程作成のポイントを改訂しました!!



- 業務規程を作成するにあたり、ポイントがひとめでわかる。
- 省令やISO要求項目の関連がわかる。

**令和元年
7月版**

認証機関 業務規程作成のためのポイント

A4版 36ページ 定価：本体 **1,650円** (税込)

会員(賛助会員含む)は、20%引きにて販売します。

- 平成30年に施行された**改正JAS法**にもとづき、新しく定められた内容を盛り込み改訂しました。
- 登録認証機関になる予定の機関だけでなく、既存認証機関の業務規程の変更時のチェック用にも活用できます。

出版物申込書		※一般社団法人日本農林規格協会(JAS協会)宛に FAX 03-3249-9388 送信してください。	
注文数量	「飲食料品」 × ____冊 × 1,650円(会員1,320円)税込 「地鶏肉・有機・生産情報」 × ____冊 × 1,650円(会員1,320円)税込 「林産物」 × ____冊 × 1,650円(会員1,320円)税込	部署名	
団体・企業名		e-mail	
氏名		FAX	
住所	〒 -		
TEL			
JAS会員番号	-	※会員の方はご記入下さい	

事務局 記入欄
金額
受付No.
受付日 /
受注 確認日 /
入金 確認日 /
発送日 /

■お申込の流れ■ **[お客様]** お申込 → **[JAS協会]** 受注確認のご連絡 → **[お客様]** お支払 → **[JAS協会]** 入金確認後発送
 ■お問合せ■ 一般社団法人日本農林規格協会 (JAS協会) ☎03-3249-7120

【冊子のご紹介】

「認証機関 業務規程作成のポイント」は登録認証機関の業務規程の参考となるべく従来から当協会にて発行している冊子です。

今回平成 30 年 4 月から施行された改正 JAS 法及び省令等をふまえ、その内容を加え改訂した令和元年 7 月版を作成しました。

これから登録認証機関になろうとされる団体、及び登録認証機関で、改正された法律や省令に今の業務規程が対応できているかどうかのチェックをされる方にお勧めの冊子です。

【改訂の概要】

当冊子は、従来同様「飲食物品」、「地鶏肉・有機・生産情報」、「林産物・畳表」の 3 部を作成しています。主な変更点は以下の通りです。

(1) 語句の修正

法律名、法律の根拠条文、農林水産省の担当課、ISO17065 の番号などの変更、「認定」から「認証」への用語の変更を行いました。

(2) 内容の修正

内容でもっとも大きな修正があったのは、省令 46 条と 47 条の改正に伴う変更となります。これには無通告調査を含みます。

【レイアウト】

従来通り左欄に、業務規程のひな形を、右欄に作成のポイントの解説及び参照する省令、ISO の項番が記載されています。

【サンプル】

<p>(認証事項の確認)</p> <p>第 36 条 本会は、認証製造業者が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていること並びに JAS に適合する製品を供給する能力を維持していることを確認するため、別に定める認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査並びに JAS 格付製品の JAS への適合性の確認検査を行うものとする。</p> <p>2 認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日（第 37 条及び第 38 条の規定による臨時確認調査を除く。）からおおむね 1 年を超えない期間内とする。</p> <p>3 認証事項の確認に係る実施方法は、第 24 条第 5 項から第 30 条の規定に準じて行うこととするが、第 26 条の規定によらず事前の通知なしに調査を行うことができるものとし、第 27 条第 4 項の規定によらず製品検査の試料は可能な限り市場で購入するものとする。</p>	<p>(認証事項の確認)</p> <p>1 認証事項の確認はおおむね年に 1 回認証時の審査の方法に準じて行うこととする。</p> <p>2 認証事項の確認調査結果に基づき調査報告書を作成し、引き続き認証の技術的基準に適合及び JAS に適合する製品を供給する能力を維持しているかどうか判定を行うこととしていること。</p> <p>3 製品の確認検査のサンプルは市場又は実地調査時に購入するものとする。</p> <p>4 製品検査は JAS 製品が JAS に適合しているかどうかを JAS に定める方法で測定すること等により行う。</p> <p>5 確認調査を定期的に行う調査に加え、無通告で行う手順を認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに定めておくこと。</p>	<p>7.9.3, 7.9.4, 7.9.1 7.9.1 注記 2 省令第 46 条第 1 項第 2 号へ 平成 18 年農林水産省告示第 217 号 省令第 46 条第 1 項第 2 号へ、ハ 7.9.3 省令第 46 条第 1 項第 2 号ニ Q&A 問 9～問 14</p>
---	---	---

無通告調査の業務を盛り込みました。

具体的な手順は各機関が定めるようガイドしています。